

記 録

令和 3 年 1 0 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 3 年 1 0 月 2 7 日 (水)

令和3年10月農業委員会定例総会議事録

令和3年10月農業委員会定例総会を令和3年10月27日（水）午後3時から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	6番	鈴野浅夫
7番	松木親則	8番	甲斐英教
9番	山本孝志	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

欠席委員（なし）

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（16名）

15番	黒木藤市	16番	黒木豊喜
17番	黒木幸義	18番	野田正明
19番	黒木眞壽美	20番	佐藤力
21番	菊田泰徳	22番	山口佐知男
23番	安藤政廣	24番	児玉恭司
25番	直野廣義	26番	黒木和男
27番	黒木義行	28番	赤木康
29番	矢野陸男	30番	橋口泉

事務局出席者

事務局長補佐 野別浩三 主任主事 井本彩

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

3番 8番

日程第2 議案第65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第66号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第67号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第68号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について

議案第69号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について

議案第70号 非農地証明願いについて

議案第71号 農地のあっせん申出について

報告第50号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第51号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第52号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第53号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

その他

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長 印

3 番 印

8 番 印

議事録

開 会 午後3時00分

- 議長 | それでは、ただいまから令和3年日向市農業委員会10月定例総会を開会します。
- なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定してください。次に、私語を慎んでください。また、発言をされる際は、議席番号を言ってから発言してください。議事録作成に支障を来しますので、よろしくお願いします。
- まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に3番委員、8番委員を指名します。よろしくお願いします。
- 次に、日程第2、議案審議に入ります。
- まず、議案第65号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」であります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 | 資料の2ページをご覧ください。
- 受付番号45番、土地の所在地、東郷町、地目が田、地積が1,652㎡ほか4筆で、田の合計が3,779㎡です。お2人はご兄弟とかではないんですけども、ご親戚関係に当たられるということで、譲受理由、譲渡理由ともに贈与となっております。
- 権利の種類は所有権無償での移転、現在、譲受人は1,138㎡の経営面積となっているんですけども、今回贈与を受ける面積を合計すると4,917㎡となり、東郷町の下限面積を満たすこととなります。
- 農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。
- 続きまして、受付番号46番、土地の所在地が平岩、地目が畑、地積が310㎡ほか8筆で、田の合計が2,494㎡、畑の合計が1,123㎡です。譲渡人、譲受人のお2人は親子関係であり、今回、子である譲受人に贈与することとなり、申請されました。なので、譲受理由、譲渡理由ともに贈与となっております。
- 権利の種類は所有権無償での移転、譲受人は、現在5,203㎡を経営されていますので、下限面積は満たしております。
- 農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。
- 続きまして、4ページをご覧ください。
- 受付番号47番、土地の所在地、塩見、地目が畑、地積が128㎡です。譲受理由、譲渡理由ともに贈与となっており、譲渡人、譲受人のお2人は親子関係に当たります。
- 権利の種類は所有権無償での移転、譲受人は、現在1万6,153㎡を経営されております。
- 農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。
- 続きまして、受付番号48番、土地の所在地、美々津町、地目が畑、地積は641㎡です。
- 譲受理由が規模拡大、譲渡理由が耕作不便となっておりますが、譲受人の子が、この申請地のお隣に今ご自宅を建てられているんですけども、申請地に行くにはこちらのおうちの敷地を通らないと入れないということで、譲渡人から買ってくれないだろうかというご相談があったそうで、それならばというこ

記 録

事務局	<p>とで、今回、売買での申請に至ったとのこと。譲受人は、現在5, 462㎡を経営されております。</p> <p>農地法第3条第1項の規定による許可申請でございます、同法の第2項の各号には該当いたしません。</p> <p>以上4件、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号45、番号48担当の11番委員及び19番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
11番委員	<p>11番委員です。特に問題はありません。</p>
19番委員	<p>19番、問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、番号46担当の8番委員及び24番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
8番委員	<p>8番委員です。問題ありません。</p>
24番委員	<p>24番委員です。問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、番号47担当の2番委員及び20番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
2番委員	<p>2番委員です。問題ありません。</p>
20番委員	<p>20番委員です。問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等がございますでしょうか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p> <p>次に、議案第66号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」であります。</p> <p>それでは、番号13について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料の7ページをご覧ください。</p> <p>受付番号13番、土地の所在地、幸脇、地目が畑、登記面積が948㎡です。申請人は、大阪にお住まいの方です。</p> <p>転用目的が植林となっております、こちら追認案件となっております。</p> <p>申請地は既に杉が10本ほどと雑木が生い茂っている状況でして、申請人の亡くなられた父が、その杉を植えたんじゃないかというお話でした。申請人か</p>

記 録

- 事務局 | ら始末書が提出されております。こちら、転用後、もう数十年たっているとは思われるんですけども、周辺に農地等もなく、農地があった場所も同じく山林化しているような状況でした。
申請地は、周辺の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地であるため、第2種農地に該当するものと考えられます。
農地法第4条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。
以上、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 | ありがとうございました。
それでは、番号13担当の10番委員及び26番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 10番委員 | 10番委員です。25日の日に現地調査をさせていただきましたが、別に問題ないと思います。
- 26番委員 | 26番委員です。特に問題はありません。
- 議長 | ありがとうございました。
ただいま説明のありました番号13の案件につきまして、ほかに質問等はありませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 | ありがとうございました。
全員賛成ですので、番号13は原案のとおりとします。
ここで一旦休憩いたします。
- (休 憩)
- 議長 | それでは、再開します。
番号14について、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 | 資料の6ページをご覧ください。
受付番号14番、土地の所在地、塩見、地目が畑、登記面積562㎡。
転用目的は、農家住宅及び駐車場となっております。この後、67号でも5条の案件があるんですけども、そちらと一体となって、住宅の建設のための転用となっております。
こちらの申請地については、一部、少し住宅に係ってのおおむね駐車場となる敷地となっております。雨水は自然浸透式とし、周辺の農地等には影響はないように設置をされるということです。
申請地は、周辺の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地であるため、第2種農地に該当するものと考えられます。農地法第4条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。
以上、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 | ありがとうございました。
それでは、番号14担当の16番委員から補足があれば説明をお願いします。

記 録

- 議長 す。
- 16番委員 16番委員です。25日に現地確認の立会いをしましたが、特別な問題はないと思います。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました番号14の案件につきまして、ほかに質問等はありませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、番号14は原案のとおりとします。
それでは、ここで一旦休憩いたします。
- (休憩)
- 議長 それでは、再開します。
受付番号15について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 資料の6ページをご覧ください。
受付番号15番、土地の所在地、美々津町、地目が田ほか2筆で、田の合計が1,997㎡です。申請人の転用目的は、牛舎2棟、堆肥舎1棟、運動場となっております。
申請地の北側及び南側農地は自己所有の農地であり、本計画と一体的な利用を計画しているため、問題はありません。西側及び東側の農地は農道と接しており、進入道は確保されております。家畜排せつ物等については、堆肥舎において適正な処理を行うとのことでした。
申請地は農業振興地域農用地区域に該当しますが、農業用施設用地への用途区分変更を申請済みであり、農用地利用計画に即した土地利用計画となっておりますので、問題はないです。
農地法第4条第1項に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。
以上、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号15担当の17番委員から補足があればご説明をお願いします。
- 17番委員 17番委員です。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明がりましたが、ほかに質疑はありませんでしょうか。
ほかにないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。

記 録

議長	<p>全員賛成ですので、番号15は原案のとおりといたします。 ここで休憩いたします。</p> <p>(休 憩)</p>
議長	<p>それでは、再開します。 次に、議案第67号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 であります。 それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料の12ページをご覧ください。 受付番号25番、土地の所在地、塩見、地目が畑、地積が377㎡です。権利の種類が所有権有償での移転、転用目的が農家住宅となっております。 こちらは、先ほど66号でご審議いただいた分と一体となって申請されているもので、こちらは住宅に対する転用申請となっております。 汚水排水等は合併浄化槽を設置し、既設の側溝に放流するため、付近の農作物、家畜等への被害、影響はありません。また、敷地の周囲には柵などを設置して、周辺の農地との境を造って影響がないように建設をされるとのことでした。 申請地は、周辺の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地であるため、第2種農地に該当するものと考えられます。農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。 以上、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、番号25担当の16番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
16番委員	<p>16番委員、問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、ただいま説明のありました番号25の案件について、ほかに質問等はありませんでしょうか。 ないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 ここで一旦休憩します。</p> <p>(休 憩)</p>
議長	<p>再開いたします。 次に、議案第68号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について」であります。 それでは、23番について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料の15ページをご覧ください。 番号23、土地の所在地は美々津町、地目が田、地積が567㎡です。</p>

記 録

事務局	<p>利用権の種類が使用貸借権の設定、期間が令和3年11月1日から令和13年10月31日の10年間で、賃金が0円、作物が水稲となっております。</p> <p>現在、利用権の設定を受ける者は1万2,593㎡を経営されていまして、家族数はお2人、稼働力はお1人となっております。今回、利用権の設定をする者から、こちらの田を作ってくれないかということでお話があったということで、新規での申請となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請でございまして、同法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。</p> <p>以上、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号23担当の17番委員から補足があれば説明をお願いいたします。</p>
17番委員	<p>17番委員、特に問題はありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p> <p>次に、議案第69号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について」であります。</p> <p>それでは、番号12番について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。</p> <p>番号12について説明をいたします。</p> <p>所有権の移転をする者の所有地は、東郷町の畑3筆の1万859㎡です。</p> <p>所有権の移転の時期は令和3年11月1日、この3筆の対価が売買で500万円です。所有権有償での移転となっております。</p> <p>所有権の移転を受ける者につきましては、日向市東郷町で、現在プロイラーの経営をされている法人でありますので、今現在、農地は全然持っていません。0㎡です。今回1万859㎡を取得して、農業の、主にこちらに今現在花卉が植わっています。その畑を購入されて経営していくということでした。</p> <p>ただ、実際のところどうなのかというところを聞いたんですが、プロイラーの経営をしている関係で、鳥インフルとかが発生した場合に、隣接もしくは所有地内に埋却地が必要ということで、ずっと土地を探していたそうです。今回所有権の移転をする者が、ちょうど土地を売りに出していて、売り買いが成立したので買いますということになったそうです。ただ、プロイラーもしますけれども、ちゃんと花卉も栽培していくということで、約束はされております。</p> <p>そして、法人が農地を購入するときの条件なんですが、農地所有適格法人という法人にならないと買えません。今回、申請人につきましては、法人の要件、役員要件、または事業要件とか、全て満たしておりますので、今回農地を取得することによって、農地所有適格法人として今後活動していくことになります。</p>

記 録

事務局	<p>事業要件というのが、売上げの半分以上が農業関連の収入であること、当然ブローラーも農業ですので、これを満たします。また役員要件というのも、社長1人が株式会社の役員なんですけれども、この方も農業の従事をしておりますので、それも満たしております。</p> <p>様々なところから検討したんですけれども、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による申請でございます、特に問題はないと思います。</p> <p>皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号12担当の4番委員及び26番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
4番委員	<p>4番委員です。特に問題ありません。</p>
28番委員	<p>28番ですけれども。</p>
議長	<p>失礼、28番委員ですね。</p>
28番委員	<p>特に問題ありません。</p>
議長	<p>申し訳ありません。</p> <p>それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はありませんでしょうか。</p> <p>ほかにないようですので、お諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p> <p>次に、議案第70号「非農地証明願いについて」であります。</p> <p>それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料の20ページをご覧ください。</p> <p>受付番号20番、土地の所在地、幸脇、登記地目、田、現況地目、原野、登記面積168㎡ほか1筆で、田の合計が792㎡です。</p> <p>こちらは先日、担当の農業委員さん、最適化推進委員さんと現地調査に行ってきたんですけれども、現状、原野ということで、数年前に産廃場から土砂が流入したということで、そちらもあって、また現地に行く道がかなり細くて、大きい機械も入らないというような道になっておりまして、とても農地に戻せそうにもなく、証明内容のとおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であることは間違いないということを確認してきました。</p> <p>続きまして、受付番号21番、土地の所在地、幸脇、登記地目は畑、現況地目が山林、登記面積が1,454㎡です。</p> <p>現地は、隣接農地との境界に杉の木は植わっていたんですけれども、中には植林されたような木はなくて、雑木が生い茂っているような状態でした。こちら申請地に行くにはかなり細い道で、途中から、もう車も入らないような道になっておりまして、とても農地に戻すことが困難な農地です。10年以上耕作放棄化されていまして、また将来的にも農地として活用すること</p>

記 録

- 事務局 | は難しい、現状山林化しているような農地でした。
続きまして、受付番号 2 2 番、土地の所在地、東郷町、登記地目、畑、現況地目、宅地、登記面積が 3 3 ㎡ほか 3 筆で、田の合計が 2, 2 6 7 ㎡、畑の合計が 1 9 8 ㎡です。
こちら証明内容に、農地法施行以前から農地以外の土地というふうにさせていただいているんですけども、こちらは、もうずっと宅地として、現在も宅地の一部となっている場所です。田も、2 筆は山林となっているんですけども、こちら杉の木を一度切り出した後に、2 回目のその後の木がもう 3 0 年以上たっているような立派な木が植わっていましたので、どちらも農地法施行以前から農地以外の土地だったんですけども、登記地目がなぜか農地のままだったということで、今回、非農地申請を出されたものです。
続きまして、2 1 ページです。
受付番号 2 3 番、土地の所在地、塩見、登記地目、畑、現況地目、原野、登記面積 7 9 ㎡ほか一筆で、畑の合計が 2 0 4 ㎡となっております。
こちら現地に入っていく道がかなり細くて、機械等が入らないような農地となっておりますので、今現在、草が生い茂って原野となっているんですけども、その下にはマルチなども見えて、除草対策を以前はされて、対策をされていたんだろうなという痕跡はあったんですけども、それでも今現在はもうかなり草が生い茂ってしまっていて、とても農地に戻すのも難しいですし、戻したとしても、なかなか耕作が大変な農地であることを確認してきました。
それで、証明内容にあるとおり、1 0 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるというふうにさせていただいております。
以上 4 件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 | ありがとうございます。
それでは、番号 2 0 及び 2 1 担当の 1 0 番委員及び 2 6 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 1 0 番委員 | 1 0 番委員です。別に問題ないと思います。
- 2 6 番委員 | 2 6 番委員です。事務局の方が説明したとおりであります。特に問題はありません。
- 議長 | ありがとうございます。
次に、番号 2 2 担当の 5 番委員及び 2 2 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 5 番委員 | 5 番委員です。別にありません。
- 2 2 番委員 | 2 2 番委員です。特にありません。
- 議長 | ありがとうございます。
次に、番号 2 3 担当の 9 番委員及び 1 6 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 9 番委員 | 9 番委員です。問題ありません。
- 1 6 番委員 | 1 6 番委員です。問題ありません。

記 録

- 議長 ありがとうございます。
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第71号「農地のあっせん申出について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
27ページをご覧ください。
議案第71号「農地のあっせん申出について」。
土地の所在地が美々津、地目は田で、地積が950㎡ほか1筆で、田の2筆の合計が1,615㎡です。所有者は今現在亡くなっている美々津町の方です。
申出人は同じく美々津町の方です。
申出人としては、この所有者が持っている土地を、申出人が今現在ビニールハウスの経営をしているんですが、その隣接地でもあるので、この土地を買い取たいということで、農業委員会にあっせんをしてほしいという申出がありました。
申出人については、多分10年ぐらい前から、五、六年か、今現在のビニールハウスで野菜の経営をしております。
所有者におかれましては、今現在亡くなっていて、配偶者も亡くなられて、子が4人います。あっせんをするに当たって、この子たちと連絡を取りながら、あっせんを成立していく必要があると思っております。
皆様のご審議をよろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、ここで、本日、議案第71号につきましては、農地部会が開催されておりますので、農地部会長より報告をお願いします。
- 20番委員 20番委員です。
本日の農地部会で、今事務局からの説明があったように、あっせん委員を出してほしいということでありまして、農地部会で検討した結果、13番委員さん、17番委員さんをお願いということで決定をしたところであります。
ご両人、よろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。
なければ、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。

記 録

- 議長 それでは、以上をもちまして議案の審議を終了いたします。
続きまして、報告50号から報告53号について、事務局長から報告をお願いいたします。
- 事務局 すみません、本日、事務局長がご欠席されておりますので、代わって私から報告させていただきます。
それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付についてご報告申し上げます。
まず、報告第50号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届について」であります。
議案書では30ページになります。
届出件数は2件、土地は田が0筆、畑が2筆で、面積は408㎡でございます。転用目的につきましては、農業用倉庫、貸し住宅であります。
次に、報告第51号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について」であります。
議案書では36ページです。
届出の件数は9件、土地は田が13筆、畑が9筆で、面積は4,677㎡であります。転用目的につきましては、住宅、露天駐車場であります。
次に、報告第52号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。
議案書では38ページです。
届出の件数は1件、土地は田が2筆、畑が5筆で、面積は3,464㎡であります。
次に、報告第53号「農地転用許可申請後の許可状況報告について」であります。
7月と8月の定例総会にて可決した4条申請が2件、5条申請が5件が県知事許可されています。
以上、報告を申し上げます。
- 議長 それでは、続きまして、本日開催されました農地部会の報告を農地部会長よりお願いいたします。
- 農地部会長 本日1時半から農地部会を開催しまして、協議事項としては、今13番委員並びに17番委員にお願いした農地のあっせんですね。その件について審議して、13番委員、17番委員にお願いしたところです。
それから、農地パトロールについて、日程が11月1日から11月28日までとなっておりますが、これ、事務局から再度説明をお願いします。
以上です。
- 議長 では、事務局より農地部会長の報告の補足をいたします。
- 事務局 「略」
- 議長 ありがとうございます。
それでは、ほかにご意見とかご質問はございませんでしょうか。
それでは、ないようですので、これをもちまして全ての会議の日程を終了いたしますとともに、議長の任を解かせていただきます。本日はご協力ありがとうございました。